

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◆ 自民党・税制改正大綱

Q: 先月、自民党の税制改正大綱が決定しましたが、その内容を教えてください。

A: 自民党税制調査会は、先月「平成10年度税制改正大綱」を決定しました。

その内容は、法人課税、金融・証券税制、土地・住宅税制、沖縄振興対策、地方分権関係、政策税制、納税者の事務負担の軽減、その他と多岐にわたっています。

これらの中で注目されていた法人課税については、次のような内容になっています。

- (1) 法人税基本税率を現行の37.5%から34.5%に、また、中小企業軽減税率は28%から25%に引き下げる
- (2) 中小企業の実費について、定額控除枠内の実費の損金不算入割合を10%から20%に引き上げる
- (3) 役員親族である使用人に対する過大な給与は、損金に算入しないこととする規定を設け、役員報酬の損金算入は、損金経理が必要であることを明らかにする
- (4) 減価償却制度について、新規取得建物の償却方法は定額法とする、建物の耐用年数を10%から20%程度短縮する、また、少額減価償却資産の取得価額基準は20万円未満から10万円未満に引き下げる

法人課税以外では、景気対策等の観点から地価税の適用を当面停止するとともに、法人に対する土地重課制度の実質廃止、長期保有資産の買換特例の全面復活等が盛り込まれたほか、個人の長期所有土地譲渡課税も大幅に軽減される内容となっています。

